

番号	事 件 名	事 件 の 概 要	進 行 状 況 等
2	懲戒処分取消請求事件（福島地裁昭和36年行第9号）	昭和34年7月29日県立会津工業高等学校において県教育委員会主催の中学校の技術家庭研究協議会が開催された際、当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外約30名が会場に侵入し妨害した。…(イ)昭和34年8月13日から16日までの3日間、上記白岩正吉が8月14日から16日まで開催された県教育委員会主催の昭和34年度小学校教育課程研究協議会について話し合いを求め、そのまま数度にわたる退去要請にかかわらず、県教委両沼出張所会議室にすわりこみ、同出張所の正常な運営を阻害した。…(ロ)昭和34年10月6日から9日までの3日間飯坂町で開催された東東北北海道地区中学校教育課程研究協議会を阻止するため、県教組の指令のもとに県下教職員（他労組、県教組のものを含む約300余名）が動員され妨害行動に参加した。また一部教職員はこの妨害行動に参加するため上司の許可なく無断で職場を離脱した。…(ハ)昭和34年9月8日、同11月27日、同12月10日の3回にわたり、勤務評定反対のための措置要求と称し、県下において多数の教職員が職場を離脱し、そのため多くの学校において正常な運営が阻害された。…(ニ)上述(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四つの行為は全体の奉仕者たる教育公務員としての服務に違反するものであるとして、昭和34年12月末当時県教組両沼支部書記長白岩正吉外52名に対し懲戒処分を行ったが、これを不服として昭和36年12月25日福島地方裁判所に訴の提起をなしたものである。（昭和47年9月19日、白岩正吉を除いて訴の取り下げがなされた。）	口 頭 弁 論 中
3	退学処分取消請求事件（仙台変裁昭和47年行ウ第8号）	県立磐城高等学校校長は元同校生徒Aが正当な事由なくして無断欠席を重ねたのに対し自宅謹慎に処したがAは服することなく、かえって処分は不当であると称して、学校において不法集会、ハングルの支援等を行い学校の秩序を著しく乱した。そのため学校長は無期停学、更に学則第29条第2項第4号に該当するとして退学処分を行った。本件はその取り消しを求め請求した事案である。	結 審
4	損害賠償請求事件（仙台高裁昭和53年(ホ)第114号）	昭和45年7月25日の小野川湖における女生徒溺死事故が教員の過失行為によるものであるとして国家賠償法に基づき、県に対して800万円余の賠償を求めるもの。	口 頭 弁 論 中
5	聾学校高等部廃止等請求事件（福島地裁昭和49年行ウ第11号）	県教委は昭和48年度より聾学校の統廃合を進めてきたが、それに反対する原告等16名は、高等部の新設、廃止を定めた学則、転入学願不受理処分、寄宿舎入舎願の不許可処分の取り消しを求めて訴への提起をした。	準 備 手 続 中
6	損害賠償請求事件（福島地裁昭和51年(ウ)第286号）	5の事件と同一内容で県に対して損害賠償を請求するものである	口 頭 弁 論 中

2 不利益処分審査請求事件の概要及び進行状況等

番号	事 件 名	事 件 の 概 要	進 行 状 況 等
1	懲戒処分取消請求事件（白岩正吉）	訴訟事件の1と同内容のものであって、審査請求前置主義の建て前から昭和33年12月28日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同一事件が訴訟事件として福島地裁に係属している関係からその推移にまつこととし、現在審査は行われていない。
2	懲戒処分取消請求事件（白岩正吉）	訴訟事件の2と同内容のものであって、審査請求前置主義の建て前から昭和35年1月26日県人事委員会に対し、不利益処分審査請求をなしたものである。	同 上